

大鰐町観光施設事業経営戦略

団 体 名 : 大鰐町温泉事業特別会計

事 業 名 : 大鰐町温泉事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

※複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適	事 業 開 始 年 度	昭和38年度
事 業 の 種 類	温泉	施 設 名	大鰐町温泉供給施設
職 員 数	0 人		
事 業 の 内 容	昭和38年に温泉を統合し、補償供給、普通供給、一般家庭供給及び定量供給により温泉を供給している。		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	なし	
	イ 指定管理者制度	なし	
	ウ PPP・PFI	なし	

(2) 料金形態

料金の概要・考え方	<p>料金はそれぞれの温泉供給区分ごとに、温泉の使用量で料金を定めている。 具体的には4つの区分がある。①補償供給は温泉受給権利量を超えて使用した量について、1立方メートルにつき月額180円。②普通供給は契約供給量については、1立方メートルにつき月額120円、それを超えて使用した量については、1立方メートルにつき月額180円。③一般家庭供給は、10立方メートルまで月額9,000円、それを超えて使用した量については1立方メートルにつき月額180円。定量供給は1立方メートルにつき月額240円。 基本的には、費用と料金収入が等しくなるように設定(総括原価方式)しているが、補償供給に関しては、既得権を保護する観点での料金設定となっている。</p>	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成24年4月1日	

(3) 現在の経営状況

年間利用状況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	H29	1,524戸	H30	1,524戸	R1	1,513戸
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29	137.5%	H30	134.5%	R1	156.7%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H29	137.4%	H30	134.4%	R1	136.3%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H29	4.6%	H30	4.4%	R1	4.8%
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	H29	65.2%	H30	67.1%	R1	69.0%
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	H29	13.4%	H30	11.7%	R1	10.9%

本町温泉事業は、経常収支比率及び経費回収率が100%を上回っており、他会計補助金比率も非常に低い状況のため、健全な経営状況にある。

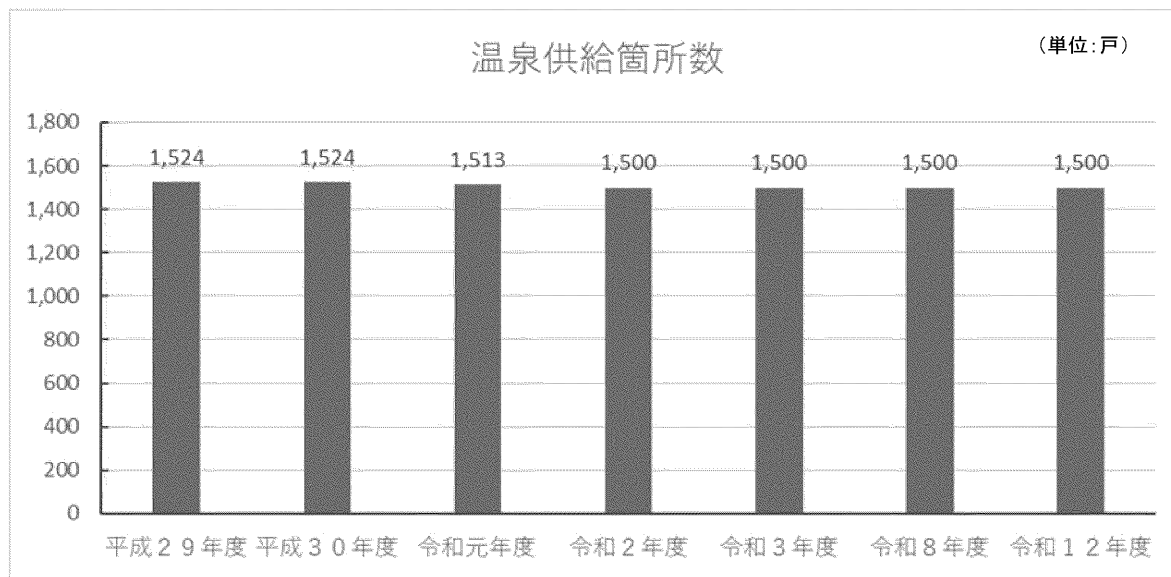
施設の老朽化については、有形固定資産減価償却率が69%となっており、企業債残高対料金収入比率が10.9%と低くなっているが、これは、温泉の送湯管の更新が近づいているためである。

今後は、現状の経営状態を維持しつつ、将来にわたって安定的な温泉の供給を続けるため、送湯管の更新について、検討を進める必要がある。

2. 将来の事業環境

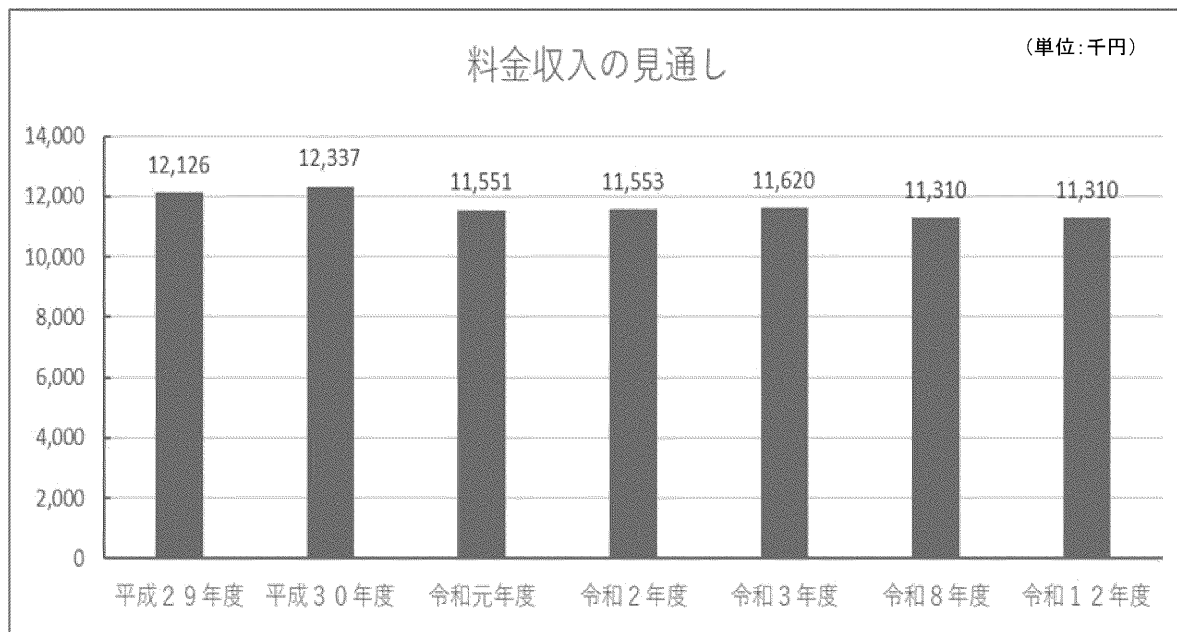
(1) 温泉供給箇所数の見通し

今後の温泉供給箇所については、これまで大きな増減もなく、今後もその傾向は変わらないと見込めるため、横ばいで推移していくものと推計。(供給箇所数は年間の延べ数)



(2) 料金収入の見通し

料金収入の見通しについては、現行の料金形態を維持し、過去の推移からも大きな変動はないため、直近5か年(令和3年度から7年度)は横ばいで推移すると見込んでいる。令和8年度からは過去5か年の平均増減率を用いて、それぞれの供給区分ごとに積算し推計している。



(3) 施設の見通し

本事業における保有施設は、ポンプ設備、送湯管である。

ポンプ設備は、源泉をくみ上げる水中ポンプと温泉を各所に送る送湯ポンプ、それらを制御する制御盤である。

ポンプについては、温泉に利用しているため、耐用年数以下の改修が必要となっており、各ポンプを2~3年ごとに改修を実施している。

制御盤については、10年ごとの改修が必要とされ、ポンプ改修、制御盤改修をあわせて、平準化を図りながら実施していく。

送湯管については、将来的に更新工事が必要とされており、今後更新工事に向けた検討が必要である。

(4) 組織の見通し

現在、職員給与費を一般会計に依存しながら兼務による体制で運営しており、今後もこの体制を維持していく方針。

3. 経営の基本方針

本町の温泉利用の適正化を図り、公共の福祉に寄与するとともに、既得権を保護することを目的としている。

財政計画を検証しながら、経営の合理化・効率化を図ることにより、企業会計として経営の健全化を維持しつつ、適切な維持管理を実施する。

また、本町の観光資源である歴史ある温泉を将来にわたり安定的に供給できるように努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
 (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・温泉供給日数 令和元年度365日→令和12年度365日(設備の故障による供給停止を発生させない)
-----	---

温泉を供給するための設備更新が主なものであり、具体的には送湯ポンプ、水中ポンプの更新である。耐用年数は10年であるが、温泉に使用しているため、耐用年数以下での更新が必要とされている。また、ポンプが急遽故障すると、温泉の供給が止まることから、優先的な更新が必要とされている。そのため、更新費用が単年度に膨大にならないようにするため、平準化を図り更新時期について調整した。また、単年度の投資的経費を直近の平均である4,500千円と定めた。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・経常収支比率:令和元年度156.7%→今後も100%を下回らない水準で維持する。 ・企業債残高対料金収入比率:令和元年度10.9%→今後も低水準で維持する。
-----	--

1) 料金:本事業の料金体系では、大幅な増減は発生しにくい仕組みとなっており、ある程度の固定的な料金収入が見込まれる。そのため、直近5か年においては、同額で推移するものと見込み、その5年後には、直近5か年の平均増減率を用いて、それぞれの供給区分ごとに積算し、その5年間を同額で見込んでいる。

2) 繰入金:過疎対策事業債の償還金(7割)に対して繰入している。

3) 企業債:新たな発行は予定していない。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、そのほとんどがポンプ稼働のための電気料であり、現在もインバータ制御等で電気料の削減を図っている。
 また、現在、職員給与費を一般会計に依存しながら兼務による体制で運営しており、今後もこの体制を維持していく。基本的には今後も大幅な増減はないため、同水準で見込んでいる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民 間 活 用	事業内容等から新たな民間活用等は検討していない。
投 資 の 適 正 化	将来送湯管の更新時期が到来するため、計画的な更新を検討していく必要がある。
そ の 他 の 取 組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料 金	現状の料金水準を維持していくが、今後、電気料金等が高騰した場合には、それに見合った料金水準を検討する。
温泉供給箇所数	今後も大幅な増減はないと思われるが、少しでも料金収入に直結するような供給契約について検討していく。
企業債	大規模改修等の予定は無く、新たな借り入れの予定はない。
繰入金	交付税算入のある起債の償還金に対しての繰入となっており、今後もそのルールは継続していく。
資産の有効活用等による収入増加の取組	有効活用できる資産は保有していない。(保有資産が管、ポンプ等のため)
その他の取組	施設改修等に利用できる助成金の活用を検討している。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	基本的に委託している業務はなく、今後もその予定はない。
管理運営費	経費の主なものは、ポンプ稼働のための電気代であり、今後も大きな増減は無いものと見込んでいる。
職員給与費	現在、職員給与費を一般会計に依存しながら兼務による体制で運営しており、今後もこの体制を維持していくため職員給与費は見込んでいない。
その他の取組	なし

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	本町は観光産業が主要な産業の一つである。宿泊施設や観光施設へ温泉を供給している本事業は、町の産業にとって必要不可欠なものとなっている。 また、温泉を統合し集中管理することにより、将来にわたって安定的に温泉を供給することができる。
公営企業として実施する必要性	過去の温泉民事訴訟の和解等、一概に営利主義による経営は困難であると考えられるため。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は、PDCAサイクルによる進捗状況等の評価・検証を行った上で、社会環境の変化等を踏まえ、適宜修正を行っていく。 具体的には、毎年の決算が公表された後、経営戦略の収支計画との乖離や他計画との内容の整合を検証し、後年に影響が出てくる場合は、収支計画を修正する。 経営戦略の改定を行った際は、議会に報告するとともに町HP上に公表し、速やかに住民へお知らせする。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		(決算)	(決算)	(決算)										
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	13,914	13,746	14,079	12,793	12,793	12,513	12,237	12,235	12,052	12,052	12,052	12,052
		(1) 営 業 収 益 (B)	12,109	12,103	12,148	12,220	12,220	12,220	12,220	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910
		ア 料 金 収 入	11,551	11,553	11,620	11,620	11,620	11,620	11,620	11,620	11,310	11,310	11,310	11,310
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	558	550	528	600	600	600	600	600	600	600	600	600
		(2) 営 業 外 収 益	1,805	1,643	1,931	573	573	293	17	325	142	142	142	142
		ア 他 会 計 繰 入 金	10	9	7	6	5	3	2	1				
		イ そ の 他	1,795	1,634	1,924	567	568	290	15	324	142	142	142	142
		2 総 費 用 (D)	7,746	8,953	9,033	7,564	7,560	7,556	7,553	7,551	7,550	7,550	7,550	7,550
		(1) 営 業 費 用	7,438	8,839	8,765	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
		ア 職 員 給 与 費												
		うち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	7,438	8,839	8,765	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
		(2) 営 業 外 費 用	308	114	268	64	60	56	53	51	50	50	50	50
		ア 支 払 利 息	26	22	18	14	10	6	3	1				
うち 一 時 借 入 金 利 息														
うち 資 本 費 平 準 化 債 分														
イ そ の 他	282	92	250	50	50	50	50	50	50	50	50	50		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		6,168	4,793	5,046	5,229	5,233	4,957	4,684	4,684	4,502	4,502	4,502	4,502	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	416	417	419	420	421	423	424	425				
		(1) 地 方 債												
		うち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	416	417	419	420	421	423	424	425				
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金												
		(7) そ の 他												
		2 資 本 的 支 出 (G)	5,529	4,443	5,713	5,647	5,652	5,378	5,106	5,107	4,500	4,500	4,500	4,500
		(1) 建 設 改 良 費	4,394	3,304	4,570	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
		うち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,135	1,139	1,143	1,147	1,152	878	606	607				
		うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金												
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 5,113	△ 4,026	△ 5,294	△ 5,227	△ 5,231	△ 4,955	△ 4,682	△ 4,682	△ 4,500	△ 4,500	△ 4,500	△ 4,500	

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収支再差引 (E)+(I) (J)	1,055	767	△ 248	2	2	2	2	2	2	2	2	2
積立金 (K)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
前年度からの繰越金 (L)	200	250	250									
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,253	1,015										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支黒字 (P)	1,253	1,015										
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	157	136	138	147	147	148	150	150	160	160	160	160
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	12,109	12,103	12,148	12,220	12,220	12,220	12,220	11,910	11,910	11,910	11,910	11,910
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	6,672	5,533	4,390	3,243	2,091	1,213	607					

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的収支分	10	9	7	6	5	3	2	1				
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	10	9	7	6	5	3	2	1				
資本的収支分	416	417	419	420	421	423	424	425				
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	416	417	419	420	421	423	424	425				
合 計	426	426	426	426	426	426	426	426				